

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項の規定に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月16日

尾張旭市長 森 和



1 協議の場を設けた区域の範囲

市全域

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月4日（書面表決）

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

(1) 個人 7経営体

(2) 法人 2経営体

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5 農地中間管理機構の活用方針

(1) 地区ごとに担当する担い手が農地を借り受ける。

(2) 水田の貸付希望があった場合は、引き続き利用権設定による貸付けを基本とするが、畑地の貸付希望があった場合は、農地中間管理機構の活用を基本とする。

6 地域農業の将来のあり方

(1) 水田は、引き続き地区ごとに担い手への集積を図る。畑地については、認定新規就農者及び新規参入法人への集積を図る。畑地の担い手が不在の地区については、今後受入れを促進していく。

(2) 今後、担い手の経営転換の時期や後継者の確保の状況に合わせて、利用権設定の区割りの見直しや人・農地プランの見直しを検討する。

(3) 引き続き、意欲ある新規就農者の支援を行っていく。